

足立区吹付アスベスト除去工事費助成制度

助成対象

対象建築物等	平成18年8月31日以前に建築された建築物または工作物(煙突など)で、除去工事の完了から5年以上継続的に使用されるもの
対象者	区内に対象建築物等を所有する個人・団体(マンション管理組合を含む)・法人
対象工事	アスベストを含有している吹付材(塗装材を除く)の除去工事 (同一年度内に、助成金の申請～工事の実施～助成金交付が完了すること)
工事の計画	特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者が作成した工事の計画に沿って工事を行うこと (戸建ての場合は一戸建て等石綿含有建材調査者による作成でも可)
除去後の状態	除去工事の完了後の建築物等が、建築基準法の規定に違反していないこと

助成金額※ 消費税相当額は助成の対象になりません。

① 延床面積1,000平方メートル以上の建築物

対象となる工事費用の5分の4相当額

(千円未満切り捨て 上限300万円)

② 延床面積1,000平方メートル未満の建築物・工作物

対象となる工事費用の2分の1相当額

(千円未満切り捨て 上限200万円)

注意点

- ① 助成は対象建築物・工作物につき1回とします。
- ② 建物が区分所有されている場合は、区分所有者全員の同意が必要になります。
- ③ 分譲マンションなどの専有部分の一部のみで行う工事は、助成対象になりません。

申請・相談先

足立区生活環境保全課アスベスト対策係

電話：03-3880-8041(直通) FAX：03-3880-5604

Eメール：kankyo-hozen@city.adachi.tokyo.jp



足立区ホームページ

◆助成金の申請から交付までの流れ◆

※ 必要書類等については、別紙資料をご参照ください。

(申請者様の手続等)

(区の手続等)

